

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金申請要領

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。

1 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 長野県登山安全条例（平成 27 年長野県条例第 52 号）第 20 条に規定する指定登山道の周辺で旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 条第 2 項に規定する「旅館・ホテル営業」、第 3 項に規定する「簡易宿所営業」に該当する施設又はこれに準ずるものとして知事が特に認める施設の設置者（地方公共団体及び地方独立行政法人及び地方公共団体と民間企業が共同出資して設立する法人の運営する山小屋を除く。）
- (2) 山小屋事業者又はその役員が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者でない者
- (3) 国税及び県税の滞納がない者
- (4) 令和 7 年度補正予算で長野県が交付する本補助金以外のエネルギーコスト削減促進事業補助金又は助成金に申請又は申請する予定がない者

2 補助対象設備

補助対象設備は、以下のいずれか 1 つの要件を満たす設備とします。

- (1) 本要領別表（対象設備一覧表）に記載の「設備種別」に該当する設備のうち、「省エネ性能に関する基準」（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号、以下「省エネ法」といいます。）に基づくトップランナー基準）を満たしていることが明示された設備。ただし、「省エネ性能に関する基準」の目標年度が 2026 年度以降の基準が適用されている設備については、2025 年度の目標基準値を適用し、個別に判断するものとする（以下同じ）。
- (2) 本要領別表（対象設備一覧表）に記載の「設備種別」に該当する設備のうち、「省エネ性能に関する基準」（トップランナー基準）が定められている設備で、本要領別表に定める「規格」及び「省エネ性能に関する基準」を満たす設備。
- (3) 本要領別表（対象設備一覧表）に記載の「設備種別」に該当する設備のうち、「省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型」の補助対象設備一覧に登録された設備。
- (4) 本要領別表（対象設備一覧表）に記載の「設備種別」に該当する設備のうち、「省エネ性能に関する基準」（トップランナー基準）が定められていない設備で、本要領別表に定める「規格」及び「その他の基準」を満たす設備。

3 補助対象経費

(1) 対象経費

上記 2 の補助対象設備の更新等に必要な経費を対象とします。（詳細は下記表のとおり）
ただし、以下の経費に関する消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とします。

○補助対象となる経費

項目	内訳
① 設備費	補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費 (例) 換気機器、空調機器、その他事業実施に必要不可欠な付属機器 (リモコン、フード、化粧パネル等)
② 工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費 (補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む) (例) 労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、共通仮設費、現場管理費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調整費、冷媒ガス及び充填作業費、養生費、天井等解体及び復旧費、点検口取付費、ヘリコプター輸送費、工事事業者の山小屋宿泊費 等
③ 処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費 (例) 既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用

※中古設備の導入については、補助対象ではありません。

※過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のものに要する経費は対象となりません。

※各項目の費用について、補助事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は補助事業者の負担とします。証明できなかったことによる不利益について、県は一切の責任を負いません。

○補助対象とならない経費

項目	内訳 (例示)
① 設備費	リース料、必要不可欠とは言えない付属機器等
② 工事費	土地の取得に要する費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等
③ 処分費	本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用
④ その他	山小屋事業者自身の費用 (自社による工事費、人件費、打合せのための交通費等)、補助事業経費の積算に関する費用、長野県に提出する申請書類等の作成費用、コンサルティング費用、消費税及び地方消費税等

(2) 区分経理及び電子商取引について

補助事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

電子商取引を利用する場合は、必ず事前に交付申請や実績報告に必要な書類 (見積書、請求書、領収証等) が受領可能か確認を行ってください。

(3) 見積書について

申請時添付書類の見積書は、原則として2者以上の見積を必須とします。

ただし、以下の場合は1者のみの見積でも可とします。

○単価 50 万円未満（税抜）の経費支出

○1 者のみの見積とすることに相当の理由がある場合（原則として以下の場合に限ります。）

①契約の目的物件が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

②契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入れ先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。

※申請時に一者選定事由書（任意様式）を提出してください。

4 コース及び条件

(1) 基本コース

令和4年度から令和6年度の中小企業エネルギーコスト削減助成金の交付を受けたことがない事業内容であること。

(2) 促進コース

次のいずれも満たすこと。

ア 事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること）

※ 詳細は下記長野県 HP「事業活動温暖化対策計画書制度」参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html#jigyuu>

イ 長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと

※ 詳細は下記長野県 HP「長野県 SDGs 推進企業登録制度」参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/tourokuseido.html>

5 補助率・補助額

コース	設備区分	補助率等	補助額
基本コース	下記以外の設備	2 分の 1 以内	1 山小屋あたり 上限 500 万円 下限 50 万円
	太陽光発電システム (50kW 未満、全量売電を除く)	出力 1 kW あたり 4 万円以内 (50 kW 未満に限る)	
促進コース	下記以外の設備	4 分の 3 以内	1 山小屋あたり 上限 1,500 万円 下限 なし
	太陽光発電システム (50kW 未満、全量売電を除く)	出力 1 kW あたり 4 万円以内 (50 kW 未満に限る)	

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てて申請してください。

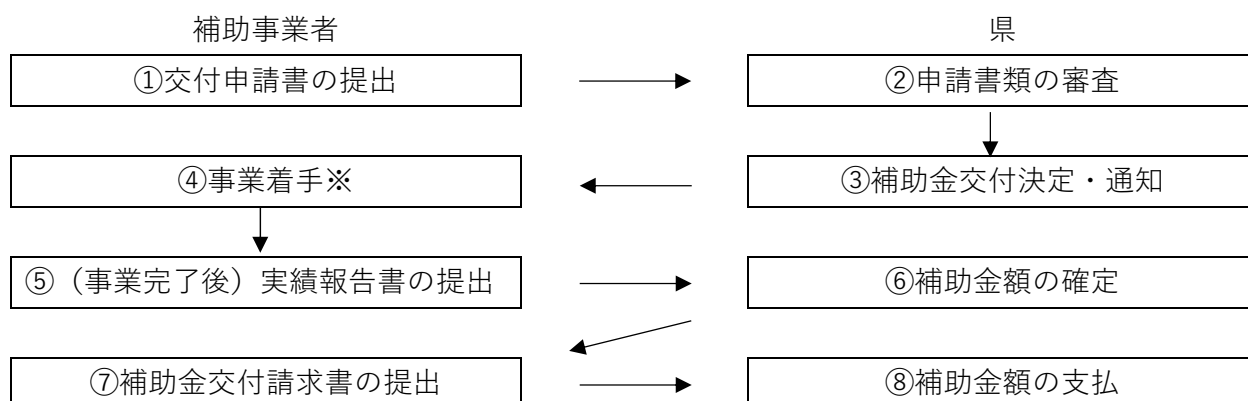
6 申請受付期間

令和8年3月16日（月）から令和8年10月30日（金）当日消印有効

※申請期間内に予算額に達した場合は、受付を終了します。（事前予告はありません）

7 申請の手続

(1) 補助金申請の流れ



※ 交付申請書の提出後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ事前着手届出書（交付要綱様式第2号）を提出してください。

ただし、届出書の提出は、交付決定を確約するものではありませんのでご注意ください。

なお、ここでいう「着手」とは、対象設備を実際に取り付けることだけでなく、対象設備の購入や取付け等の申し込みをすることも該当しますので十分注意してください。

(2) 交付申請時の提出書類

一つの山小屋事業者が、運営する複数の山小屋について申請を行う場合は、★は山小屋事業者ごと、その他は山小屋ごと作成し、提出してください。

	提出書類	
1★	様式第1号	交付申請書
2	様式第1号の2	事業計画書
3	様式第1号の3	予算収支内訳書
4★	様式第1号の4	補助要件確認書兼誓約書
5★	様式第2号	<交付決定前に事業着手する場合>事前着手届出書
6	見積書	補助対象経費にかかる見積書の写し
7	参考様式	<1者のみの見積とすることに相当の理由がある場合> 一者選定事由書（本要領参考様式）
8	設備の仕様等	導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し
9		更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類（カタログ等）の写し ※既存設備の使用・性能が不明の場合は、現在の写真と事業計画書の内容を突合し、必要に応じてヒアリングのうえ確認させていただきます。なお、様式省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブHPを参照）に登録されている設備に更新する場合は不要です。

10★	登 記 等	法人においては履歴事項全部証明書の写し、個人においては住民票の写し（いずれも交付申請の3か月以内に発行されたもの）
11★	納税証明書	国及び県の納税証明書の写し（交付申請の3か月以内に発行されたもの。国については納税証明書（その3）の写し）
12	その他知事が必要と認める書類	旅館業法許可書の写し又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出番号の通知又は標識の写し
13		設備更新等を行う建物、設備の状況が確認できるカラー写真 ※以下を参考に、補助対象設備の設置前の状況が確認できるように撮影してください。 【太陽光発電】・太陽光発電システムの設置予定場所の写真 ・パワーコンディショナー設置予定場所の写真 【その他設備】・設備更新等を行う前の建物、設備の状況が確認できる写真 ・設備の更新等を行う設置予定場所の写真

(3) エネルギーコスト削減助成金事業計画書（様式第1号の2）の記載例

①『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されている設備の場合

更新前の設備	↩	更新前の設備※2↩	更新後の設備↩
	設備区分↩ 設備種別↩	—↩	空調・換気設備↩ 業務用エアコン↩
	設備名↩	—↩	省エネの達人プレミアム↩
	メーカー名↩ 型番・型式等↩	—↩	〇〇社↩ RPC-GP112RGH6↩
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧↩	↗	☒ 登録有 ☐ 登録無↩
	省エネ法消費効率 等目標基準値※3↩	↗	—↩
	設備の性能・消費 効率等の値※3↩	—↩	—↩
	基準達成率(%)※3↩	↗	—↩
	数量↩	—↩	2台↩

省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブホームページ <https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>を参照）に登録されている設備に更新する場合については、トップランナー基準を満たしているとし、省エネ基準100%以上であることを示す項目（「省エネ法消費効率等目標基準値」「設備の性能・消費効率等の値」「基準達成率」）の記載は不要です。また、更新前の設備に関する記載も不要です。

②『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧にない設備の場合

更新前の設備	↩	更新前の設備※2↩	更新後の設備↩
	設備区分↩ 設備種別↩	—↩	冷蔵・冷凍設備↩ 業務用冷蔵・冷凍庫↩
	設備名↩	—↩	冷蔵コールドテーブル↩
	メーカー名↩ 型番・型式等↩	—↩	〇〇社↩ LRC-12RM↩
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧↩	↗	☐ 登録有 ☒ 登録無↩

更新の 前	補助対象設備一覧	
	省エネ法消費効率等目標基準値※2	521kWh/年
	設備の性能・消費効率等の値※2	270kWh/年
	基準達成率(%)※2	193%
更新の 後	数量	1台

『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されていない設備に更新する場合については、省エネ法に基づくトップランナー基準を満たすこと（省エネ基準達成率 100%以上であること等）を「省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）」「設備の性能・消費効率等の値」「基準達成率」に記載して示してください。最新の省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）については、次の資源エネルギー庁の省エネポータルサイトを参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/

上の例の場合、業務用冷蔵・冷凍庫の消費効率目標基準値が 521kWh であるのに対し、更新後の設備の消費効率が 270kWh/年であるので、基準達成率は $(521/270) \times 100 \div 193\%$ となります。更新後の設備はトップランナー基準を満たすので、更新前の設備に関する記載は不要です。

③ トップランナー基準が決められていない設備の場合

更新の 前	設備区分	更新前の設備※2	更新後の設備
	設備種別	建物付属設備	建物付属設備
	設備名	窓ガラス及びサッシ	断熱ガラス及びサッシ
	メーカー名	不明	〇〇社
	型番・型式等	不明	Low-E 複層ガラス仕様
	『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧		☐ 登録有 ☒ 登録無
	省エネ法消費効率等目標基準値※2		無し
	設備の性能・消費効率等の値※2	熱貫流率 6.51kcal/m ² h℃	熱貫流率 2.33kcal/m ² h℃
	基準達成率(%)※2		—
更新の 後	数量	20枚	20枚

省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）が決められていない設備の場合、更新前の設備との設備の性能・消費効率等の値を比較することにより、更新前の設備より性能又は消費効率が優れていることを示してください。上の例の場合、窓ガラスの熱貫流率が低い更新後の設備の方が、断熱性能が高いといえます。

④ 新設設備の場合

	設備区分	(記載例) 発電設備
	設備種別	太陽光パネル及び付属設備
	設備名	SUNTECH STP545S
	メーカー名 型番・型式等	〇〇社 SUN2000-20KTL-M3
	『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧	—
	省エネ法消費効率等目標基準値※2	—

新設の場合	設備の性能・消費効率等の値	(太陽電池) 78.48kW (パソコン) 40kW
	基準達成率(%)※2	—
	出力※4	40kW ※太陽光発電の場合は、太陽電池、パワーコンディショナーのうち低い方を記載
	売電の有無/割合 売電先等※4	売電有 20% 中部電力パワーグリッド
	設備設置によりエネルギーコスト削減となる理由	〇〇小屋は高地にあるため、商用電力の引込みが物理的に不可能であり、ディーゼル発電機により電力を確保している。太陽光発電設備の導入により、発電に利用する燃料消費が抑制され、エネルギーコスト削減に繋がる。

新設の場合は、設備の性能・消費効率等の値とともに、設備設置によりエネルギーコスト削減となる理由を記載してください。

(3) 申請書類の入手方法

長野県公式ホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 長野県の組織一覧（本庁） > 観光スポーツ部山岳高原観光課紹介 > 山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金
https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/yamagoya_energycost.html

(4) 実績報告時の提出書類

同一山小屋事業者内で複数の山小屋が事業を行う場合は、★は山小屋事業者ごと、その他は山小屋ごと作成し、提出してください。

提出書類		
1★	様式第6号	実績報告書
2	様式第6号の2	実績内容説明書
3	様式第6号の3	実績収支内訳書
4★	様式第6号の4	取得財産等管理台帳（単価50万円（税抜）以上の設備）
5	経費証票類	補助対象経費証票類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類（通帳等））の写し
6	廃棄証明書類	更新の場合は更新前設備の産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の適正に処理されたことを証明する書類の写し、又はそれに代わる書類等
7★	事業活動温暖化対策計画書	<促進コースの場合> 県に提出した長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（第5次計画期間）の写し ※詳細は9参照（事業活動温暖化対策計画の原本の提出先となります）

8★	長野県 SDGs 推進企業登録証	<促進コースの場合> 長野県 SDGs 推進企業登録制度に登録済の場合は登録証の写し、又は申請済であるが登録証がない場合は長野県 SDGs 推薦企業登録申請書の写し
9	その他知事が 必要と認める 書類	設備更新等を実施した建物、設備の状況が確認できるカラー写真 ※以下を参考に、補助対象設備の設置後の状況が確認できるように撮影してください。 【太陽光発電】・設置した太陽光発電システムが確認できる写真 ・パワーコンディショナーが設置されたことが確認できる写真 ・パワーコンディショナーの型番が確認できる写真 【その他設備】・設備等の更新等を行った後の建物、設備の状況が確認できる写真 ・更新等を行った設備等の型番が確認できる写真

(5) その他提出書類

申請の取下げや事業計画の内容を変更するときなどには、下記の書類の提出が必要です。

手続種別	提出書類
補助事業の申請の取下げを行う場合	交付申請取下届出書（交付要綱様式第3号）
事業計画の内容の変更又は予算収支内訳書における補助対象経費の総額や配分の変更をしようとするとき（軽微変更等を除く）	事業計画変更承認申請書（交付要綱様式第4号） 【添付書類】 (1) 変更前後の事業計画書 (2) 変更前後の予算収支内訳書 (3) その他知事が必要と認める書類 ※予算収支内訳書の積算根拠資料（見積書やカタログ等）
補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき	事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱様式第5号）
補助金額の確定後、補助金の支払いを受けようとするとき	請求書（交付要綱様式第7号）

(6) 提出方法

- ・ メール又は郵送により下記へ提出してください。

提出後、電話にて対象の補助金名及び申請者名をご連絡ください。

〒380-8570（住所記載不要）長野県観光スポーツ部山岳高原観光課

TEL：026-235-7251（直通） E-mail：sangaku@pref.nagano.lg.jp

8 留意事項

(1) 事業の実施時期について

補助事業は、交付決定日から令和9年2月1日（月）までの期間に実施してください。

ただし、交付申請書の提出後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ事前着手届出書（交付要綱様式第2号）を提出し、事業に着手することが可能です。※本要領「7(1) 補助金申請の流れ」をご覧ください。

(2) 実績報告の期限について

補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 1 日（月）のいずれか早い日までに、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金実績報告書（様式第 6 号）及び必要書類一式を提出し、実績報告を行ってください（詳細は 7（6）提出方法を参照ください）。

(3) 交付申請から交付決定までの期間について

提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、概ね 1 か月程度で交付決定の通知を送付します。（審査の結果、補助要件等を満たさない場合は、不交付決定の通知を送付します。）

(4) 経費の支払方法

受注者への支払方法は、原則として、銀行振込としてください（小切手・手形による支払いは不可）。補助金の適切な執行のため現金による支払いは行わないでください。

(5) その他

必要に応じて申請内容を口頭などにより確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。

申請に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & A を十分に確認してください。

9 事業活動温暖化対策計画書の作成・相談・提出窓口

促進コースの場合は、下記ヘルプデスクへ提出の上、事業活動温暖化対策計画書の写しを実績報告時に提出する必要があります。

○ヘルプデスク（令和 9 年 2 月 19 日（金）まで開設）

対 応 窓 口：中外テクノス株式会社

電 話 番 号：026-262-1793 又は 026-262-1794

電子メール：naganoco2@chugai-tec.co.jp

※受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までは窓口を一時閉鎖）

(参考様式)

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金一者選定事由書

年 月 日

本店住所

団体名

代表者職・氏名

標記補助金の申請にあたり、単価 50 万円（税抜）以上の場合には二者以上の見積を徴する必要がありますが、下記の事由により一者のみの選定とし、随意契約としたいことを申し出ます。

記

購入する物品等	
金額（単価）	円（税抜）
一者選定をする事業者の名称	
一者選定とし随意契約を したい具体的な理由	